

[%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 4 月 3 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	モザンビーク及び全途上国
語学の種類	英語（葡語ができればなお良い）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モザンビーク共和国（以下「モザンビーク」という。）は、16年間続いた内戦が1992年に終結して以降民主化に取り組み、内政面での安定を達成した。2001年から2010年にかけて年平均経済成長率8.1%の経済成長を遂げてきたが、内戦の影響で社会インフラが荒廃し、長期的に戦闘の舞台となった北部地域では開発が遅れている。内戦終結後からモザンビーク政府や援助機関による社会インフラ整備が行われているものの、依然として社会インフラ分野はモザンビークにおける重点分野の一つとして挙げられている。

モザンビーク政府は、水衛生セクターの具体的方策である「国家村落給水衛生プログラム（PRONASAR 2019-2030）」において、SDGsで掲げられている給水セクターの目標を達成するため、2024年までに地方州の住民80%への安全な水の供給と同75%への衛生施設アクセスを確保し、2030年までに全国の地方州住民に対して持続的かつ安全な給水・衛生サービスへのアクセスを確実にすることを目標に掲げている。

本プロジェクトの対象地であるニアッサ州においても、持続的かつ安全な給水・衛生サービスは大きな課題である。同州はナカラ回廊に位置し、開発による水需要の増加が進む一方で、管路系給水施設の整備は進んでおらず、人口増加に従い地方都市の給水率が低下傾向を示している。その背景には給水施設の維持管理不足、組織経営体制の脆弱さなど、多岐に亘る課題が存在している。

係る状況を踏まえ、DNAASは「配水計画策定」、「給水・衛生施設の施工・監理」、「給水事業運営・維持管理」、「事業のモニタリング・評価」などの一連の給水・衛生事業に係る能力強化を図り、安定的かつ持続的な給水システムを構築することを目的とした「ニアッサ州持続的給水システム及び衛生促進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を我が国に要請し、2021年5月から実施中である。

本プロジェクトの概要は以下のとおりである。

プロジェクト目標：対象地域において、栄養改善に資する給水サービスおよび衛生が公共事業・住宅・水資源省給水・衛生インフラ局（AIAS）や州、市、郡政府の組織的な能力強化を通じて改善される。

成果1. AIASやニアッサ州公共事業サービス局（SPI）、ニアッサ州公共事業局（DPOP）、市・郡の給水システムに係る計画能力や実施体制が改善される。

成果 2. インガウマ郡マサングロ郡都等の給水システムならびにインガウマ郡のハンドポンプ付深井戸給水施設建設※を通じ、AIAS、SPI（ニアッサ州公共事業サービス局）、DPOP（ニアッサ州公共事業局）、市役所、SDPI（郡計画・インフラ整備課）の施設設計や施工監理等の事業実施監理能力が強化される。（※JICAに寄せられた寄附金を使い、2025年12月よりハンドポンプ付深井戸給水施設の建設を行っている）

成果 3. 給水施設オペレーターの給水システムの維持管理能力が向上する。

成果 4. 給水システムの配水区域内において、水や給水施設の利用、衛生行動及び衛生施設の整備が促進される。

成果 5. プロジェクトの教訓やノウハウが州や全国レベルで関係者へ波及する。

今回実施する終了時評価調査は、2026年7月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

本調査は、7.に記載の内容に加え、以下の点に留意して実施する。

- ・ 「ニアッサ州地方給水施設建設計画」（無償資金協力）との相乗効果：本プロジェクトでは、対象地域をニアッサ州地方給水施設建設計画の対象地域と重ねて両事業の相乗効果を狙った。また、ニアッサ州地方給水施設建設計画でスコープカットとなった資材調達や施設整備を、本プロジェクトで補完している。こうした経緯等を確認し、ニアッサ州地方給水施設建設計画が本プロジェクトにどのような影響を与え、また相乗効果が出ているか、確認する。
- ・ 母子栄養改善に係るマルチセクトラルプログラム（農業・保健・水衛生）：本プロジェクトでは、ニアッサ州で実施していたJICAの「栄養・食料安全保障アドバイザー」及び「母子栄養サービス強化プロジェクト」と連携し、母子栄養改善に取り組む予定であった。だが、モザンビーク側の方針変更等もあり、この取り組みは途中で中断している。中断に至る経緯等を確認しつつ、中断までに本プロジェクトがこの取り組みにどのように貢献したか確認を行う。
- ・ 給水衛生セクターの組織改編：現在、給水衛生セクターの組織改編が進められている。本プロジェクトの成果の持続性の評価では、その進捗や見込みを十分考慮する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について、プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2026年4月中旬～2026年5月上旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料、開発課題別の指標例および代表的教訓レファレンス¹等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセスおよび評価6基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で購入、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他モザンビーク側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ④ 終了時評価調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。この際、JICAと相談の上、必要な会議書類などを準備する。

(2) 現地業務（2026年5月上旬～2026年5月下旬）

- ① JICAモザンビーク事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の目的、評価手法、スケジュールについて説明を行う。
- ③ モザンビーク側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェ

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

クト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

- ④ ヒアリングの議事録を作成する。
- ⑤ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑥ 得られた情報および分析結果をJICA調査団員と共有し、追加が必要な情報・データについて協議する。
- ⑦ 調査団員およびモザンビーク側C/P等とともに評価6基準の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑧ 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑨ モザンビーク側プロジェクトディレクターを含め、主要C/Pが参加する会議に参加し、終了時評価の概略をモザンビーク側に説明する
- ⑩ 議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑪ 現地調査結果のJICAモザンビーク事務所等への報告に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

(4) 整理業務(2026年6月上旬~2026年6月下旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 帰国報告会、調査団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026年6月30日(火)までに提出。

次の①~③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 評価報告書(英文)
- ② 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年5月4日～5月31日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約3週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 水供給・衛生（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間に

については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：あり（英語⇔葡語）

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 国内航空券：あり（マプターリシンの1往復）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第二チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・業務進捗報告書
- ・モニタリングシート
- ・R/D (写)
- ・合同調整委員会協議議事録
- ・モザンビーク国ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト詳細計画策定調査報告書

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・モザンビーク共和国「ニアッサ州持続的給水システム及び衛生促進プロジェクト」事業事前評価表
[2020_1700204_1_s.pdf](#)

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中におけ

る安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上